

令和 6 年 6 月 15 日現在

機関番号：32699

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01088

研究課題名（和文）1950/60年代のドイツ連邦共和国におけるホロコースト裁判の事例研究

研究課題名（英文）Holocaust trials in the Federal Republic of Germany during the 1950s and 60s

研究代表者

武井 彩佳（Takei, Ayaka）

学習院女子大学・国際文化交流学部・教授

研究者番号：40409579

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、なぜドイツでは現在もナチ犯罪者の訴追が続くのかという問いに発して、1950～60年代のドイツ連邦共和国におけるナチ犯罪の司法訴追の実態を明らかにした。具体的には、「ラインハルト作戦」の絶滅収容所で行われた大量殺人の関係者に対して、主に1950～60年代になされた裁判が、何を裁き、何を裁き得なかったのか、裁き得なかった理由は何であったのかを分析した。これにより、ホロコースト犯罪を刑法の謀殺罪で裁くことの限界、個別の殺人を立証する十分な証拠の欠落、さらに「上官命令の緊急避難」の抗弁を覆すことの困難さ等、法的にテクニカルな問題が無罪判決を導いたことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的な成果：日本ではほとんど知られていない、「ラインハルト作戦」関連の一連の裁判を分類し、相互に関係する裁判の流れを明らかにした点である。これら裁判群を整理し、その中でベウジェツ裁判の実態を示したことで、ホロコースト犯罪者の司法訴追の実証的研究に先鞭をつけた。

社会的な意義：ドイツではなぜ先の戦争における罪がいまだに問われるのかという問いに対して、これが必然的に現代まで持ち越される歴史的な経緯を法解釈と共に明らかにした。「過去の克服を徹底するドイツはすごい」といった単純な理解に対し、戦後ドイツ司法の具体的な歩みを示すことで、複眼的に評価することを可能とした。

研究成果の概要（英文）：In this study, I raised the question as to why Nazi criminals continue to be prosecuted in Germany 75 years after the war, and analyzed the judicial prosecutions of Nazi crimes in the 1950s and 60s by the West German Justice. I categorized the trials relating to the mass murders of Jews in the extermination camps of the "Operation Reinhardt", and focused on the 1963-65 "Belzec trial," where all the accused except one were acquitted. The research revealed that many legally technical issues led to the acquittal, such as the difficulty of trying Holocaust crimes under the Criminal Code, the lack of sufficient evidence to charge them with individual murders, and the difficulty of overturning the defense of "superior orders."

研究分野：ドイツ現代史

キーワード：ホロコースト 裁判 ナチ犯罪 ユダヤ人 絶滅収容所 ラインハルト作戦

1. 研究開始当初の背景

2020年代に入る頃、ドイツ連邦共和国では複数の「ナチ犯罪者」が起訴され、裁判が行われ、実際に有罪判決が出た。戦後75年以上経過した今、なぜまたナチ裁判なのか、例外なく高齢で病気を抱える人間を、人生の最後の瞬間に法の裁きの場に引き出す理由は何なのかと、多くの人々が自問した。

こうした近年の訴追は、2011年の「デムヤニユク裁判」で、ミュンヘン州裁判所がウクライナ人の元強制収容所看守、イヴァン・デムヤニユクに下した判決により、司法対応の新しい流れが生まれたことに起因する。デムヤニユク判決以前のドイツによるナチ犯罪人の司法訴追においては、具体的な殺人への関与が立証され得ない被疑者に対し実刑判決が出た例はなかった。したがって、おおよそ個別の犯罪が立証できない強制収容所の看守や、収容所の運営に関わった事務員などの罪が問われることはなかった。ところが「デムヤニユク裁判」では、この元看守に対し謀殺幫助で有罪判決が下された。絶滅収容所のように殺害のみを意図した施設で勤務した者は誰でも、殺害のためのシステムの欠くべからず一部であったのであり、謀殺幫助罪が成立するという見解が示されたのである。この判決によりドイツの検察は、絶滅収容所等の勤務者で存命している者を見つけ出し、起訴する必要に迫られた。これが、2020年前後で何件かの起訴事例が生まれた背景である。

こうしたニュースに、日本では「ドイツはナチ犯罪者の処罰が徹底している」といった驚きと羨望の入り混じった報道がなされた。しかし、これまでの司法訴追の歴史を踏まえた上での説明はされなかった。逆に言えば、これまで彼らが訴追対象となつてこなかったのは理由は何なのかという問いが欠落していた。実際には、ドイツは過去に黙することで社会的な平穏を保ち、経済の再建にまい進したが、これに対して戦後世代が過去との対峙を求め、政治・司法・社会における「過去の克服」が進展してきたという経緯がある。その結果、過去の犯罪に対して厳格な姿勢で臨む政治文化が形成され、デムヤニユク判決はそうした流れに位置づけることができる。

つまり、ドイツが自らの手で本格的にナチ犯罪人の訴追を開始した1950年代後半以降、具体的にどのようなナチ犯罪が裁かれたのか、もしくは裁かれなかったのか、後者であるならばどのような理由で裁き得なかったのかを明らかにせずには、後の時代へ積み残された問題の範囲は確定せず、戦後70年を経て訴追がなされる背景が分からない。こうした問題意識から、1950～60年代のドイツ連邦共和国におけるナチ犯罪の司法訴追の実態を明らかにし、現代史的な疑問に対する回答を提示する必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、主にドイツ領外でユダヤ人に対して行われた大量銃殺や強制/絶滅収容所での犯罪を「ホロコースト犯罪」と定義し、これらの実行犯に対して連邦共和国で行われた諸裁判を「ホロコースト裁判」と総称する。

第一の目的は、1950～60年代のホロコースト裁判の流れを整理し、その全体像を明らかにすることである。日本においては、ポーランドのユダヤ人の壊滅を試みた「ラインハルト作戦」に関連する裁判については基本的な情報を欠き、裁判の結果も含めほとんど知られていない。これらの裁判では被告人が重複しているケースが多く、相互に関連しているが、全体としてどのような流れであったか整理し、関連性を明らかにする。

第二の目的は、これらホロコースト裁判で、関係者を十分に裁けなかった理由を解明することである。証拠の不足や法解釈上の問題など、法的な理由によるのか(法的要因)、それともナチ犯罪者の処罰に政治が消極的で、社会にかばいあいが蔓延していたからなのか(社会的要因)、冷戦により東欧諸国との捜査協力が困難であったことに帰されるのか(国際的要因)、もしくは単に戦後初期では歴史的事実の解明が進んでおらず、犯罪人の起訴に必要な、ホロコーストの展開過程や現場での行動の余地などに関する知識が欠けていたのか(歴史知識的要因)など、複眼的に分析する。

これらを受けて第三の目的は、連邦共和国におけるナチ犯罪者の訴追のあり方を再度、検証・評価することである。一般的に、初期の司法対応は「生ぬるく」終わったとされるが、その理由を政治・社会・法の側面から複眼的に検証し直す。これにより現在のドイツにおける対応についても、評価の視座を得ることができる。

3. 研究の方法

前述のように、本研究では「ラインハルト作戦」において設置された絶滅収容所での犯罪に焦点を当てる。具体的には、第一次・第二次ソビブル裁判(1950、1965-66)、第一次・第二次トレ布林カ裁判(1951、1964-65)、ヘウムノ裁判(1962-65)、ベウジェツ裁判(1963-65)である。アウシュヴィッツ裁判(1963-65)については、近年研究が進んだため、研究対象から除外する。これらの裁判の司法関連の第一次史料(検察による捜査調書、起訴状、判決文、下級審・上級審での判例など)をもとに、分析を行う。

1950～60年代におけるホロコースト裁判の刊行史料として、戦後の裁判の判例集である C.F.

Rütter/Dick de Mildt (Hg.), *Justiz und NS-Verbrechen: Sammlung deutscher Strafurteile Wegen Nationalsozialistischer Tötungs-verbrechen 1945-1999*, Amsterdam: Amsterdam UP, 2001 がオンラインで無料公開されているため、基礎的な情報はこれにより手に入る。しかしこれには有罪判決が確定したものしか所収されていないため、本研究が扱うべき、無罪となったケースについては知ることができない。このため、文書館に保管される裁判史料にあたるが必要となるが、これらは各地に散逸している。このため、まずミュンヘンの現代史研究所が作成した NSV データベースを利用して、史料の所在地を確認する。こうした作業を経て、史料そのものへのアクセスが可能となる。本研究では、主にミュンヘンの現代史研究所が保管する史料と、ルートヴィヒスブルクにある連邦文書館分館の史料を使用する。

ただしこれらの第一次史料史料群はきわめて膨大であるため、ラインハルト作戦関連の裁判の中でも特定の事例を中心に据える必要がある。このため本研究では、1963年から1965年にかけて行われ、関係者がほぼ全面的に免責された、ベウジェツ絶滅収容所の関係者に対する裁判に焦点を当てることとした。この裁判を本研究では、「ベウジェツ裁判」と呼んでいる。

ベウジェツ裁判に特化する理由は、起訴された8人の内7人が公判に至ることなく免責されたためである。これは同時期に行われていた、アウシュヴィッツ裁判など他の絶滅収容所に関連する裁判と比較しても、不毛な結果と評価されている。なぜそのような結果となったのか、これを裁判記録から明らかにすることで、本研究の問いに対する回答の鍵が得られると思われる。

4. 研究成果

ラインハルト作戦の絶滅収容所に関連する裁判群を概観し、特にベウジェツ裁判に焦点化することで明らかになったのは、司法上のテクニカルな問題が判決に大きく影響したという事実であった。

まず、刑法の謀殺罪規定のみでホロコースト犯罪者を有罪にすることの困難さである。ドイツはニュルンベルク裁判の判決を国家として受け入れていないため、「人道に対する罪」を国内法に取り入れることをしなかった。このため、刑法の謀殺罪規定のみでホロコースト犯罪者を裁いてきたが、謀殺罪適用のハードルは高かった。謀殺者の定義に合致する者はほとんど誰も生存していなかったこと、謀殺幇助罪においても、個別の殺人の立証が必要とされる点において、絶滅収容所のように大量の人間が流れ作業のごとく殺害されている場所での犯罪に適用するには、かなり困難であった。

次に、証拠不十分であったことだ。ポーランド東部の絶滅収容所は、撤収の際になされた施設爆破等による隠蔽工作、これに伴う収容所勤務者の再配置、その結果としての関係者の死亡等の理由で、立件できるほどの証拠が手に入らなかった。さらに当時の冷戦の中では、これら収容所が位置していた地域は共産主義国家であり、司法協力自体が難しい上、目撃者の証言収集や、現地調査を行ったりすることも容易ではなかった。

三つ目には、裁判では被告らが主張した「命令による緊急避難 (Befehlsnotstand)」による抗弁を覆すことが困難であったという点だ。「緊急避難」とは、自身や親族の身体や生命に差し迫った危険を回避するための行為は処罰されないとするもので、「命令による緊急避難」は、こうした状況が軍や組織の上官による命令などにより生じる場合である。暴力や強迫により行為を迫られ、それ以外に危険を回避する手段がなかったというケースだ。平たく言うと、被告らは絶滅収容所で殺害を命じられ、自分の命を危険にさらさずしてこれから逃れることができなかったと主張したのである。実際には、命令を拒否したとしても、生命の危険が発生した事例はほとんどなく、命令拒否が一般的に処罰につながるという状況は存在しなかったのだが、これに反証できる十分な証拠もまた存在しなかった。

その結果として、裁判所は被疑者の主張への反証は困難であり、有罪にできる見込みはないと判断し、公判の開始を認めないという判断をしたのである。これが実質的な無罪判決となった。この分析結果は、『ドイツ研究』第58号(2024)に論文として発表した。

こうした分析をへて得られた成果と見解は、以下のようなものである。

1950~60年代に連邦共和国で行われた一連のホロコースト裁判は、市民に東欧でのドイツ占領地での犯罪について知らしめ、「普通の人びと」も大量殺人者になり得た事実を示し、加害者に対する社会的な認識を形成した。しかしこうした裁判は、同時に刑法のみで大量殺害を裁くことの限界も露呈させた。多くの証言者をもって臨んだアウシュヴィッツ裁判でさえ、結果は「生ぬるい」判決であり、それよりも証拠状況が悪いラインハルト作戦関連の裁判では、より厳しい結果となった。それゆえに法的な限界を超えて適切な処罰を求める声が社会の中に生まれ、これが過去と対峙するドイツの政治文化を生む要因となったと思われる。

ではドイツの司法がナチ犯罪者の訴追に消極的であり、ここに欠陥があったのかと問うと、刑法で謀殺罪を裁く以上、これらは予期された結果であったと言える。しかし、この予期された結果が、過去との対峙を避けたい政治や社会という環境の中で生まれ、また追認されたのも事実と思われ、この点を実証的に明らかにしてゆくことが今後の課題として残された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 武井彩佳	4. 巻 58
2. 論文標題 ベウジェツ裁判の中の「普通の人びと」あるいは「普通のナチ」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 ドイツ研究	6. 最初と最後の頁 65-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.57301/deutschstudien.58.0_65	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 コメント「歴史の利用 / 再利用とホロコーストの記憶」
3. 学会等名 東欧史研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 歴史修正主義とは何か
3. 学会等名 シノドストークラウンジ（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 ホロコースト否定論 - 欧米社会はどのように向き合ったか
3. 学会等名 ホロコースト教育資料センター（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 ホロコースト後のドイツのユダヤ人 - 新しい移民社会の誕生
3. 学会等名 大東文化大学語学教育研究所 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 歴史と法－歴史修正主義的な言説といかに向き合うか
3. 学会等名 早稲田大学ナショナリズム / エスニシティ研究所WINE (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 抵抗はどこまで可能だったのか
3. 学会等名 南山大学ヨーロッパ研究センター (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 The Holocaust in the Documentary Films: Between Memory and Reconciliation
3. 学会等名 早稲田大学国際和解学研究所 (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 武井彩佳
2. 発表標題 ホロコースト・ドキュメンタリーの変遷：和解と記憶
3. 学会等名 和解学の創生プロジェクト
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 武井彩佳	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央公論新社	5. 総ページ数 250
3. 書名 歴史修正主義－ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで	

1. 著者名 浅野豊美他編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 424
3. 書名 和解学叢書6 想起する文化をめぐる記憶の軌轢	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>歴史修正主義とウクライナ戦争 https://synodos.jp/library/28117/</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------